

指定通所介護施設

ディサービスセンターきびハイツ

利用契約書

◆◇目次◇◆

第一章 総則	第六章 契約の終了
第1条 (契約の目的)	第15条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)
第2条 (契約期間)	第16条 (契約者からの中途解約)
第3条 (通所介護計画の決定・変更)	第17条 (契約者からの契約解除)
第4条 (介護保険給付対象サービス)	第18条 (事業者からの契約解除)
第5条 (介護保険給付対象外のサービス)	第19条 (清算)
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第七章 その他
第6条 (サービス利用料金の支払い)	第20条 (苦情処理)
第7条 (利用の中止・変更・追加)	第21条 (協議事項)
第8条 (利用料金の変更)	
第三章 事業者の義務	
第9条 (事業者及びサービス従業者の義務)	
第10条 (守秘義務)	
第四章 契約者の義務	
第11条 (施設利用上の注意義務等)	
第五章 損害賠償 (事業者の義務違反)	
第12条 (損害賠償責任)	
第13条 (損害賠償がなされない場合)	
第14条 (事業者の責によらない事由によるサービスの実施不能)	
社会福祉法人 アミカル ディサービスセンターきびハイツ	

様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人アミカル（以下「事業者」という。）は、契約者がデイサービスセンターきびハイツ（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される通所介護サービスを受けて、それに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

（契約の目的）

- 第1条 事業者は、介護保険法及び老人福祉法に基づき、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供することにより、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営む事ができるように支援する事を目的とします。
- 2 事業者が契約者に提供する通所介護サービスの内容、利用日、利用時間等の事項（以下「通所介護計画」という。）は別に定める通りとします。

（契約期間）

- 第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以降も同様とします。

（通所介護計画の決定・変更）

- 第3条 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行うものとし、その場合には契約者に対して、居宅介護支援事業者等を紹介する等、居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、通所介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して通所介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者及びその家族等に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

- 第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して日常生活上のお世話及びレクリエーション等を提供するものとします。
- 2 選択サービスとして専門職による機能訓練・口腔衛生・低栄養指導が提供できるものとします。

（介護保険給付対象外のサービス）

- 第5条 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サ

ビスを提供できるものとします。

- 2 前項の他、事業者は食事の提供や理美容、() サービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供できるものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は、第1項及び第2項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて契約者の家族に対しても分かりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第6条 契約者は第4条に定めるサービスの提供を受けた場合には、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた額（自己負担額：介護保険負担割合証に記載された利用者負担割合による）を事業者に支払うものとします。但し、契約者が要介護認定を受けていない場合又は居宅介護サービス計画書が作成されていない場合には、サービス利用料金の全額を支払うものとします。この場合には、要介護認定後または居宅介護サービス計画書作成後に、自己負担額を除く額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項のほか、契約者は食事代及びおむつ代等、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。

(利用の中止・変更・追加)

第7条 契約者は、利用期日前にサービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事ができるものとします。この場合にはサービス利用日の前日までに事業者に申し出るものとします。

- 2 契約者が、利用日に利用の中止を申し出た場合には、別に定める取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

(利用料金の変更)

第8条 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系等の変更があった場合には、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第6条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行う日の1ヶ月前までに説明をした上で、当該サービスの利用料金を変更する事ができるものとします。
- 3 契約者は、前項の変更に同意する事ができない場合には、本契約を解約することができるものとします。

第三章 事業者の義務

(事業者及びサービス従業者の義務)

第9条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産等の安全の確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、契約者の意思を確認した上でサービスの提供を行うものとします。
- 3 事業者は、契約者に対する通所介護サービスの提供についての記録を行い、それを5年間保管するものとします。契約者もしくはその代理人からの請求があった場合には、これを見せて貰うことができるものとし、複写物が必要な場合には実費にて交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等、必要な措置を講じるものとします。

(守秘義務)

第10条 事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らさないものとし、本契約の終了後も同様とします。

- 2 事業者は、契約者に医療上緊急を要すると認められる場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る通所介護サービスの提供上必要となる正当な理由があると認められる場合には、事前に文書による同意を得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を使用する事ができるものとします。

第四章 契約者の義務

(施設利用上の注意義務等)

第11条 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、契約者の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償責任)

第12条 事業者は、本契約に基づくサービスの提供に伴い、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負うものとします。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第 13 条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負わなものとし、次の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れるものとします。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (2) 契約者が、サービスの提供にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の提供したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

(事業者の責によらない事由によるサービスの実施不能)

第 14 条 事業者は、本契約期間中に、地震および火山の噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの提供ができなくなった場合には、当該サービスを提供すべき義務を負わるものとします。

2 前項の場合には、事業者は契約者に対して、既に提供したサービスについては、所定のサービス利用料金の請求をすることができるものとします。

第六章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第 15 条 契約者は、次の各号による契約の終了がない限り、本契約の定めるところにより事業者が提供するサービスを利用できるものとします。

- (1) 契約者が死亡した場合
- (2) 契約者の心身の状況が、要介護認定により要支援又は自立と判定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 施設の減失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第 16 条から第 18 条により本契約が終了する場合。

2 前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、事業者は契約者の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

第 16 条 契約者は、本契約期間中であっても、本契約を解約する事ができるものとします。この場合には、契約者は本契約の終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。

2 契約者は、次の各号に該当する場合には、本契約を即座に解約することができるものとします。

- (1) 第 8 条第 3 項により本契約を解約する場合
- (2) 契約者が入院等した場合
- (3) 契約に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

(契約者からの契約解除)

第 17 条 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が次の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除する事ができるものとします。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを提供しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第 18 条 事業者は、契約者が次の各号に該当する場合には、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (2) 契約者による、第 6 条に定めるサービス利用料金の支払いが 3 カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合。
- (3) 契約者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事などによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(清算)

第 19 条 第 15 条第 1 項第 2 号から第 6 号により本契約が終了した場合において、契約者が第 6 条に定めるサービス利用料金支払い義務及び第 11 条第 2 項に定める原状回復の義務その他の条項に基づく義務を事業者に対して負っている場合には、契約終了日から 1 週間以内に清算するものとします。

第七章 その他

(苦情処理)

第 20 条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第 21 条 本契約に定めのない事項について疑義が生じた場合には、介護保険法及びその他の法令の定めるところに従い、契約者及び事業者の双方は誠意をもって協議するものとします。

※上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者住所 倉敷市玉島1275-1

事業者名 社会福祉法人アミカル

代表者氏名 理事長 西 山 剛 史 印

契約者住所 _____

氏 名 _____ 印 _____

私は、本人の契約意思を確認し、本人に代わり上記契約の署名をしました。

代筆者住所 _____

氏 名 _____ 印 _____
(続柄) _____

ご家族代表者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____
(続柄) _____

電話番号 _____

新 規：平成16年10月 1日
一部改定：平成17年10月 1日
一部改定：平成18年 4月 1日
一部改定：平成24年 4月 1日
一部改定：平成26年 4月 1日
一部改定：平成29年11月 1日
一部改定：令和 2年 1日 1日